

新	旧
<p>（目的）</p> <p>第 1 条 （略）</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 地域優良賃貸住宅（民間供給型） 第 5 条第 1 項に掲げる者の居住の用に供するために供給される次のイ又はロに掲げる賃貸住宅であって、第 3 条第 1 項に基づく都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）の認定を受けた供給計画に基づくものをいう。</p> <p>イ 民間事業者等が建設し、管理する住宅及びその附帯施設</p> <p>ロ 民間事業者等が買い取り又は借り上げ等を行った上で、改良し、管理する住宅及びその附帯施設</p> <p>八～十 （略）</p> <p>十一 地域優良賃貸住宅（子育て支援タイプ） <u>第八号から</u>第十号まで及び次号に掲げる賃貸住宅で、この要綱に基づき、事業主体が子育て世帯又は新婚世帯に賃貸するために改良し、管理する住宅及びその附帯施設</p> <p>十二～三十四 （略）</p> <p>（供給計画）</p> <p>第 3 条 （略）</p>	<p>（目的）</p> <p>第 1 条 （略）</p> <p>（定義）</p> <p>第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 地域優良賃貸住宅（民間供給型） 第 5 条第 1 項に掲げる者の居住の用に供するために供給される次のイからニまでのいずれかに掲げる賃貸住宅であって、第 3 条第 1 項に基づく都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）の認定を受けた供給計画に基づくものをいう。</p> <p>イ 民間事業者等が建設し、管理する住宅及びその附帯施設</p> <p><u>ロ 民間事業者等が改良し、管理する住宅及びその附帯施設</u></p> <p><u>ハ 民間事業者等が買い取り又は借り上げ等を行った上で、改良し、管理する住宅及びその附帯施設</u></p> <p><u>ニ 民間事業者等が既存の住宅を転用し、管理する住宅及びその附帯施設</u></p> <p>八～十 （略）</p> <p>十一 地域優良賃貸住宅（子育て支援タイプ） <u>第七号から</u>第十号まで及び次号に掲げる賃貸住宅で、この要綱に基づき、事業主体が子育て世帯又は新婚世帯に賃貸するために改良し、管理する住宅及びその附帯施設</p> <p>十二～三十四 （略）</p> <p>（供給計画）</p> <p>第 3 条 （略）</p>

(認定の基準)

第4条 供給計画は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一～六 (略)

七 賃貸住宅の管理の期間(公営型地域優良賃貸住宅については用途の変更のための廃止を行う前に地域優良賃貸住宅として管理されていた期間を含む。)が次のイ、ロに掲げる住宅ごとに、当該各項目に掲げる期間以上であること。

イ 第2条第八号ニ又は第九号ロに掲げる住宅であって、改良を伴わないもの 10年以内で地方公共団体が定める期間

ロ イに掲げる住宅以外の住宅 10年

八 (略)

九 地方公共団体が地域住宅計画等に定める地域優良賃貸住宅の整備を促進すべき地域において供給するものであること。ただし、第2条第七号ロ、第八号ハ、第九号ロ若しくはハ又は第十号イ(3)若しくはロ(3)に係るものについては、地域住宅計画等において、次の各号が明記されている場合に限る。

イ 地域の活性化の観点から定住対策を進めることが、地域の住宅政策の主たる目標であること

ロ 定住促進を図るために良質な賃貸住宅供給を図るための事業であること

十 (略)

第5～16条 (略)

(処分等)

第17条

1～3 (略)

4 地域優良賃貸住宅等の事業主体は、当該地域優良賃貸住宅等の供給計画に定める管理期間を経過していない場合で、かつ、次の各号のいずれかに掲げる場合にあつては、**別**

(認定の基準)

第4条 供給計画は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一～六 (略)

七 賃貸住宅の管理の期間(公営型地域優良賃貸住宅については用途の変更のための廃止を行う前に地域優良賃貸住宅として管理されていた期間を含む。)が次のイ、ロに掲げる住宅ごとに、当該各項目に掲げる期間以上であること。

イ 第2条**第七号ニ**、第八号ニ又は第九号ロに掲げる住宅であって、改良を伴わないもの 10年以内で地方公共団体が定める期間

ロ イに掲げる住宅以外の住宅 10年

八 (略)

九 地方公共団体が地域住宅計画等に定める地域優良賃貸住宅の整備を促進すべき地域において供給するものであること。ただし、第2条第七号**ハ**、第八号ハ、第九号ロ若しくはハ又は第十号イ(3)若しくはロ(3)に係るものについては、地域住宅計画等において、次の各号が明記されている場合に限る。

イ 地域の活性化の観点から定住対策を進めることが、地域の住宅政策の主たる目標であること

ロ 定住促進を図るために良質な賃貸住宅供給を図るための事業であること

十 (略)

第5～16条 (略)

(処分等)

第17条

1～3 (略)

4 地域優良賃貸住宅等の事業主体は、当該地域優良賃貸住宅等の供給計画に定める管理期間を経過していない場合で、かつ、次の各号のいずれかに掲げる場合にあつては、当

記様式 6により当該地域優良賃貸住宅等の供給計画の廃止に係る都道府県知事等の承認を受け（都道府県知事等の認定を受けた供給計画に基づくものに限る。）、かつ、その住宅の処分に係る国土交通大臣等の承認を受けることで、当該地域優良賃貸住宅等の用途を廃止することができる。

一 次のイ及びロに該当する場合

イ 管理期間が第4条第七号イ、ロに掲げる住宅の区分に応じ、当該各項目に掲げる期間を経過している住宅であって、社会・経済情勢の変化等により空家となり、入居者募集のための処置を講じたにもかかわらず入居者がいないものであること

ロ 本来入居者の入居を阻害せず、当該地域優良賃貸住宅の適正かつ合理的な管理に支障を及ぼさないとき

二 災害、老朽化等により地域優良賃貸住宅として引き続き管理することが不適当な場合

三 建替えを行うため必要がある場合

四 都市計画事業等を施行するため必要がある場合

五 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に規定する市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併市町村基本計画に基づくものである場合

六 地方自治法その他法令の規定による場合

七 第18条の規定に基づく用途の変更のための廃止を行う場合

八 その他やむを得ない事情がある場合

5 地域優良賃貸住宅（公共供給型）の事業主体は、前項に規定する国土交通大臣等の承認を受ける場合において、地域優良賃貸住宅の用途を廃止したときから1月以内に、別記様式7により国土交通大臣等に報告（市町村が供給主体である場合にあっては都道府県知事を経由するものとする。）をした場合にあっては、当該報告をもって国土交通大臣等の承認があったものとして取り扱うことができるものとする。

当該地域優良賃貸住宅等の供給計画の廃止に係る都道府県知事等の承認を受け（都道府県知事等の認定を受けた供給計画に基づくものに限る。）、かつ、その住宅の処分に係る国土交通大臣等の承認を受けることで、当該地域優良賃貸住宅等の用途を廃止することができる。

一 次のイ及びロに該当する場合

イ 管理期間が第4条第七号イ、ロに掲げる住宅の区分に応じ、当該各項目に掲げる期間を経過している住宅であって、社会・経済情勢の変化等により空家となり、入居者募集のための処置を講じたにもかかわらず入居者がいないものであること

ロ 本来入居者の入居を阻害せず、当該地域優良賃貸住宅の適正かつ合理的な管理に支障を及ぼさないとき

二 災害、老朽化等により地域優良賃貸住宅として引き続き管理することが不適当な場合

三 建替えを行うため必要がある場合

四 都市計画事業等を施行するため必要がある場合

五 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に規定する市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併市町村基本計画に基づくものである場合

六 地方自治法その他法令の規定による場合

七 第18条の規定に基づく用途の変更のための廃止を行う場合

八 その他やむを得ない事情がある場合

5 地域優良賃貸住宅（公共供給型）の事業主体は、前項に規定する国土交通大臣等の承認を受ける場合において、地域優良賃貸住宅の用途を廃止したときから1月以内に、別記様式6により国土交通大臣等に報告（市町村が供給主体である場合にあっては都道府県知事を経由するものとする。）をした場合にあっては、当該報告をもって国土交通大臣等の承認があったものとして取り扱うことができるものとする。

第 18、19 条 (略)

附 則

(略)

附 則

第 1 条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正住宅セーフティネット法」という。）の公布日から適用する。

第 2 条 改正前の要綱における第 2 条第七号ロ又はニに定める地域優良賃貸住宅（民間供給型）にあつては、附則第 1 条に定める日までに供給計画の認定を受けた住宅及び事業に着手した住宅については、なお従前の例による。

第 18、19 条 (略)

附 則

(略)